

## 公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和2年4月6日	令和2年4月20日	市民の声2075-10023-001-01の回答でもわかるが、休憩時間に公務（業務）を行うことを禁止しないのはなぜか？（休憩時間の人に公務（業務）を行わせるのはなぜか）わかる文書	不存在		平野区役所	総務課